

ID: 1653

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	罹災証明書の交付		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【根拠条文】 (罹災証明書の交付) 第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	保護の開始の決定		
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	申請のあつた日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	保護の変更の決定(法第24条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	生活保護法 第24条第9項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条 9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	申請のあつた日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能(法第24条第5項)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1672

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	就労自立給付金の支給		
法令名 根拠条項	生活保護法 第55条の4第1項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (就労自立給付金の支給) 第55条の4 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。 2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。 3 第1項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。 【基準】 根拠条文に同じ。 生活保護法による就労自立給付金の支給について(平成26年4月25日社援発0425第3号通知)による。			
標準処理期間	14日以内(通知による。)		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日

ID: 1823

担当部署: 福祉部 生活援護課

処分の概要	進学準備給付金の支給		
法令名 根拠条項	生活保護法 第55条の5第1項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (進学準備給付金の支給) 第55条の5 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。 2 前条第2項及び第3項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	年 月 日